

全養協通信

平成21年3月24日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 改正法施行と、社会的養護の充実に向けた施策を説明

～厚生労働省、全国家庭福祉施策担当係長会議を開催(3月17日)～

厚生労働省は3月19日、各都道府県・指定都市行政の担当係長を対象とした標記会議を開催しました。会議では、4月から施行される「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」)をふまえた対応、および平成21年度予算案にもとづいた社会的養護関係施策の具体的実施について、説明が行われました。

家庭福祉課からの説明では、都甲太課長補佐から次のあいさつがありました。

- ・ 被措置児童等虐待対応ガイドライン(案)の実施については、各都道府県においてそれぞれの関係部局との連携体制・通告等があった場合の体制を整えていただくこと。
- ・ 都道府県の児童福祉審議会の体制整備をはかること。
- ・ 関係施設の協議会(都道府県児童養護施設協議会等)との連携を強化すること。
- ・ 被措置児童虐待の周知、子どもの権利の学習の機会をはかること。
- ・ さまざまな報道や、実際に施設における権利侵害があった事例や判決をみると、児童を管理するだけでなく、受けとめることが重要と考えられる。児童への過度の指導がないように、行政としても取り組んでいただきたい。

児童養護施設関係の主な説明については、次のとおりです。

児童養護施設等におけるケアの充実

施設の小規模化

平成20年7月から、小規模グループケアの複数設置(1施設あたり2か所まで)と設置要件の緩和(本体施設の入所率を95% 90%以上)など、小規模化の一層の推進をはかることとする。平成21年度予算案では、845か所を計画的に整備していくこととしている。小規模化については、施設の状況を把握して進めていただきたい。

なお、児童養護施設の小規模グループケアは15人までを認めるとする経過措置があったが、今年度いっぱい終了することに留意されたい。

幼稚園費の創設

幼児期における教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切。児童養護施設、里親家庭の子どもが円滑に学校教育につながるために、未就学児童の支援をはかることとした。積極的に活用されたい。幼稚園の就園に要した経費から、文部科学省の就園奨励費を控除した額を支弁する。

幼稚園に通うために支出した経費(授業料、修学旅行費、学級費、PTA会費、教科書代、学用品費、通学費、給食費等)。寄付金は対象とならない。各自治体で文部科学省の就園奨励費に加算している独自の事業については、それらも控除した額を支弁対象とする。

教育費の拡充

入所児童の将来の自立に資するため、中学生の学習塾にかかる経費を支弁対象としている。学校における放課後の部活動や友達作りなど、社会性を身につける上でも重要であり、積極的に活用していただきたい。

<教育費（学習塾費）で支弁対象となるもの>

学習塾に通うための諸費用（入会金、授業料、講習会費、教材費、模擬テスト代、交通費等）

<教育費（学習塾費）で支弁対象とならないもの>

施設の中での学習机、いす、本棚、カセットテープレコーダー、パソコンなどの物品購入費、パソコンソフト、参考書・問題集などの図書購入費。

家庭教師への月謝、教材費、通信教育を受けるために支出した経費

ピアノ、舞踊、絵画、水泳、野球、サッカー、武道、習字、そろばん、外国語会話等（いわゆる「おけいこごと」）

<教育費（部活動費）で支弁対象とならないもの>

学校の教育活動の一環ではない活動（地域の少年野球、サッカー、バレー等）およびそれらにかかわる道具、ユニフォーム、遠征費。

基幹的職員の配置

平成 21 年度予算案において、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について、基幹的職員として位置づけ、人件費の改善（基幹的職員の格付）をはかることとしたが、基幹的職員研修実施要綱（案）により、都道府県による研修実施の詳細を示した。

また、都道府県で実施する研修の指導者を養成する研修（指導者養成研修）を、国立武蔵野学院で開催する。各都道府県の専門家、施設関係者の参加について配慮されたい。

児童養護施設等の運営について

入所施設措置費の加算事業の取扱いについて

平成 21 年度 乳児院に被虐待児個別対応職員を配置。基幹的職員加算を創設。各加算については、各自治体で財政状況が厳しいと思われるが、財政分野の部局に働きかけ、活用をはかられたい。

看護師加算について

児童養護施設への看護師加算について、各都道府県に 1 か所看護師加算だが、医療的なケアが必要な子どもが 20 人以上いる場合、各自治体で対象とされたい。

職業指導員加算の取扱いについて

内容がふさわしくない場合は承認しない、すでに承認している施設にも指導をされたい。現に職業指導員を配置していても、ふさわしくない場合は家庭支援専門相談員や被虐待個別対応職員等への振り替えを促すこととされたい。

<ふさわしくない場合の例>

- ・他の職務を実質的に兼務している場合も認めてきたが、自立支援計画に位置づけられた職業指導で、平日の日中に指導が必要となる対象児童が少ない場合。
- ・指導内容が学校教育を得る場合が一般的な場合（パソコンの資格の取得等）
- ・その施設の前年度の平均入所率が 90% を下回っている場合。

旧虚弱児施設の特例協議について

経過措置の期限は平成 17 年度とされているが、法改正前の虚弱児施設において、結核性虚弱児加算の対象となっていた子どもが引き続き入所しており、かつ平成 21 年度以降も加算が必要と考えられる施設については、平成 21 年度についても事前協議の対象とする。

なお、栄養士・保健師の配置は、同一法人の他施設への人事異動や、人件費積立金、繰越金で対応可能な場合は協議の対象としていない。

医療費の取り扱いについて

緊急を要する時、やむを得ずタクシーを使用した時、医療費の実費支弁をしているが、拡大解釈があった施設があったので、その必要性を十分に審査して監査の項目とされたい。

医療費については保険診療が対象となっているが、保険対象外の場合は、医師その他の専門機関が、その保険外の治療を行わなければ現にもしくは将来にわたって児童の福祉に著しい支障がある場合は差し支えがないとしている。

施設退所後の支援について

自立援助ホームについて

自立援助ホームの強化、自立援助ホームの補助体系は、今まで、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」だったが、平成 21 年度より「児童入所施設措置費」の対象となった。

単価は定員払いでなく、現員払いとなる。各月の初日に実際入っている子どもの人数による。

地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

退所児童の集まれる場を作っていたらきたい。20 年度は 4 か所が対象となっているが、来年度以降、意向があればぜひお知らせいたしたい。

その他

後期行動計画の策定について

改正法により、保護を要する子どもの養育環境の整備が明記された。厚生労働省として、まもなく全体の策定のでびきを出すのが、必要量の見込み等、地域の実情を勘案して見込んでほしい。

また都道府県は行動計画策定指針に基づき、自主的に計画作りを進めてほしい。その際、関係機関・団体とも意識を共有して、進むべき目標について策定してほしい。現在の問題点や今後の課題について関係者が話し合いをして今後の連携体制を作るなど、計画策定のプロセスを大切にしてほしい。

児童家庭支援センター運営事業の拡充について

改正法により、施設附置の要件が廃止され、附置されていなくても可能となる。また平成 21 年度予算案において、心理療法担当職員も一部常勤化した。今後新しい法人が参入するときには、夜間や緊急時の対応や一時保護を迅速に行うことができるように、関係機関との連携など支援体制を確保するよう指導されたい。

情緒障害児短期入所施設の設置促進について

児童養護施設においても、障害があり支援の必要な子どもたちは増えている。情緒障害児短期治療施設について、まだ設置していない都道府県はぜひ設置いたしたい。

被措置児童等虐待の対応状況に関する調査について

改正法により、被措置児童等虐待の対応状況等については、都道府県は前年度の対応状況等について公表が必要となる。また、国は地方自治体の対応を調査・集計することが必要。その際の調査項目を示した。

なお、社会的養護の施設は都道府県に1つしかない場合もあり、施設種別を公表すると施設が特定され、子どものプライバシーを守りきれない場合も生じる。そのため、「児童養護施設」「乳児院」「情緒障害児短期治療施設」のように公表せず、「社会的養護施設」としての公表でも差し支えない。

児童相談所関連事業について（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

ア.「評価・検証委員会設置促進事業」の創設

児童相談所の適切な運営確保のため、重大事例が発生した場合、児童福祉審議会に加えて第三者的な評価・検証委員会を設けていただきたい。年額100万円。児童福祉審議会にご出席の方も一部活用しつつ、第三者的な評価を行ってほしい。

イ.「保護者指導支援事業」の創設

保護者指導支援員を児童相談所に一人増員し、児童福祉司と連携して親子再統合等、継続的な事業を行なう。社会福祉法人に事業を委託することもできる。各都道府県あたり年額500万円。統合補助金であり、柔軟な執行をお願いしたい。

2. 「定額給付金」にかかわる対応について

（1）全国家庭福祉施策担当係長会議で概要が説明される

政府の追加経済対策の一環として、財源措置を定める関連法の施行により、3月4日より各自治体において定額給付金の支給が進められています。

前記の厚生労働省、全国家庭福祉施策担当係長会議（3月19日）では、本制度における児童養護施設入所児童の対応について、総務省定額給付金室から説明がありました。

【当日配布資料】児童養護施設、里親等における定額給付金の給付について

平成21年3月19日 総務省定額給付金室

1. 定額給付金の概要について

（1）施策の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とする。

（2）事業の実施主体

実施主体は市町村（特別区を含む）

（3）給付対象者等

基準日（平成21年2月1日）において、又は のいずれかに該当する者

住民基本台帳に記録されている者

外国人登録原票に登録されている者（不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外）

(4) 申請・受給者

給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）

(5) 給付額

給付対象者1人につき12,000円

（ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については20,000円）

(6) 申請及び給付の方法

振込による給付を基本として実施（例外的に現金により給付）。郵送による手続きも可能な仕組み。

(7) 本人確認

住民基本台帳カード等の公的身分証明書により申請者の本人確認を十分に行う。

(8) 給付開始日

市町村において決定。申請期限は、申請受付開始日から6月。

2. 代理の基本的考え方について

代理による申請・受給については、以下の類型において可能であるとしている。

同一世帯内の世帯構成者による任意代理

親権者、成年後見人等による法定代理

里親、児童養護施設の職員等による任意代理

ただし、については、特に、世帯主本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が世帯主本人のためであると認められる場合に可能であるとしている。

3. 児童養護施設に入所している児童について

(1) 児童養護施設に入所している児童の住民登録について

住民基本台帳法上の取扱い

特段の事情のない限り、児童養護施設において同一世帯を構成しているものとして取り扱うこととなっており、住民票の世帯主の欄の記載は空欄となっている。

実際の状況

児童養護施設に住民登録されているケース

元の住所地に住民登録されているケース

(2) 児童養護施設に入所している児童への定額給付金の給付についてのケースについて

定額給付金の取扱いにおいては、各児童が申請・受給者となるが、当該児童養護施設の職員が当該児童の任意代理人として、代理申請・受給を行うことも可能。この場合、口頭で質問したり、市町村側から個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、施設の職員が施設入所者のためになすものであることを確認する。

のケースについて

住民基本台帳の情報に基づき、元の住所地の世帯の世帯主（実親の一方）の下に、当該児童の分も含めた額を給付額とする申請書が届くこととなる。

以下略

<係長会議当日の説明から>

- ・ 郵送による申請と口座への振込みを原則としている。本人確認を厳格にしてほしい。
- ・ 口座を持っていない子どももいるので、現金でも可、また施設や施設職員の口座でも可能。
- ・ 申請書の様式においては、世帯主に子どもの名前を書いていただき、代理人欄に職員氏名を書いていただく。
- ・ 里親は「措置決定通知書」があるが、児童養護施設の場合、そのような証明できる書類がないので、施設職員が窓口に行く場合は、職員の証明書をもって確認するか、または市町村側からの代理申請、市町村側からの委嘱状を逆に出しておく方法もある。
- ・ 施設からは児童相談所へ連絡や問い合わせがあると思うので、児童相談所に周知されたい。

(2) 定額給付金が支給されない(住民票を施設に異動していない)児童への対応について ~地方自治体に働きかけの余地がある場合には要望を~

DV被害者等で本年2月1日現在、施設等に住民票を異動していない利用者が定額給付金等を受給できない問題、児童養護施設に住民票を異動していない児童について、定額給付金の申請書が元の住所地の世帯の世帯主に届く問題について、厚生労働省家庭福祉課では、1月下旬から、総務省、内閣府との調整をはかってきたところです。

総務省からは、「事情は理解するが法律事項にかかわるため個別事情への対応は困難」との見解となっています。

<総務省見解の要点>

- ・ 住民基本台帳に記録されている者に支給することとしており、年度内に支給するために2月1日を基準日としている。
- ・ 市町村の過重な事務負担を避けるため、対応は統一することとしている
- ・ DV被害者等が住民票を異動しない(できない)理由は理解しているが、住民基本台帳法の規定(異動後2週間以内の届出)から逸脱している状態の者に、柔軟対応することは法の主旨に反することなので困難である。
- ・ 児童養護施設等に住民票を異動していない児童についても、元の住所地の世帯の世帯主に申請書を届けず、児童養護施設等が代理受領をすることは困難。
- ・ 議員からも種々働きかけがあったが、法令に反するというご理解いただいている。

<定額給付金の実施主体は市町村(特別区を含む)、働きかけの余地がある場合は対応を>

一方、福岡県久留米市においては市長が市独自の財源から配偶者からDVの被害を受け、市内に避難している女性とその子どもに定額給付金相当額を支給する方針を明らかにしたとの報道があり、その後もいくつかの自治体で同じような方針が明らかにされています。

定額給付金の実施主体は市町村(特別区を含む)であり、DV被害者への対応と同様、地方自治体段階の対応の可能性が残っています。本事案に関する経緯をご理解いただき、児童養護施設に住民票を異動していない児童について、地方自治体や児童相談所に働きかけの余地がある場合には、こうした相当額支給についての要望等を行っていただくことが望まれます。

3. 「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト改定版（第2次試案）」再度のご提出のお願い

本年11月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が成立しましたが、改正法では被措置児童等虐待の防止規定が設けられ、平成21年4月から施行されます。改正法を日々の養育、運営等において受けとめ、権利擁護の観点から引き続き施設運営、職員の資質向上等の取り組みを進めることが求められています。

本会ではこれらの状況をふまえ、厚生労働省が改正法にもとづき都道府県に提示する「被措置児童等虐待防止・対応ガイドライン（案）」を参考に、第1次試案から項目を追加訂正した「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト改定版（第2次試案）」（以下「チェックリスト」）を作成し、現在64%の回答をいただいております。

まだご提出をいただいていない施設におかれましては、今いちどご確認のうえ、職員全員ご参加のうえで施設としての回答書を作成し、3月末日までに全養協事務局宛までお送りくださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、まだ提出されていない施設には、別途ご案内をお送りいたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

4. 子どもの自主的活動を応援する助成制度のご案内

財団法人キリン福祉財団では、小学生・中学生・高校生、フリースクール・フリースペース・児童養護施設などの18歳未満のメンバー5名以上が中心となって活動するサークル・グループ・団体を対象に、助成を実施しています。

平成21年度 キリン・子ども「^{ちから}力」応援事業公募助成

助成対象となる団体 / 小学生・中学生・高校生、フリースクール・フリースペース・児童養護施設などの18歳未満のメンバー5名以上が中心となって活動するサークル・グループ・団体。
活動実施期間 / 平成21年7月～平成22年3月

助成金額 / 総額500万円 1件（1団体）あたりの上限額15万円

申込受付期間 / 平成21年3月12日（木）～4月30日（木）（当日消印有効）

なお、全養協協議員の皆様に、参考として申込書等、詳細な書類をお送りいたしました。各施設で必要な場合は、下記キリン福祉財団のホームページをご覧ください。

財団法人キリン福祉財団ホームページ <http://www.kirin.co.jp/foundation>